

■その他

1 障害者差別解消法について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。（令和 3 年 5 月改正（令和 6 年 4 月 1 日施行））

この法律では、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否する「不当な差別的取扱い」が禁止され、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務とされています。

不当な差別的取り扱いを受けた場合、あるいは合理的配慮の提供を受けられなかった場合など、障害者差別解消法に関して相談したい方は、下記窓口までご連絡ください。

【不当な差別的取扱いの例】

- ・障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- ・「障がい者不可」「障がい者お断り」と表示・広告する。

【合理的配慮の例】

- ・障がい者専用の駐車スペースを入口近くに設ける。
- ・知的障がい者に、ゆっくりと短い文章で、分かりやすく話しかける。
- ・聴覚障がい者に、筆談で対応する。
- ・視覚障がい者に分かるように、書類を読み上げる。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

(町窓口で解決が難しい場合の相談先)

問合せ先	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 (北海道渡島総合振興局社会福祉課)	電話 (0138) 47-9537
------	--	-------------------

2 災害時要援護者名簿登録のご案内

災害時に自力で避難することができない在宅の高齢者や障がい者等の方々に災害時要援護者名簿の登録をしていただき、町と覚書を交わした町内会や民生委員に名簿を提供します。

町内会等が自宅を訪問し、誰が支援してどこに避難させるか等を相談しながら「避難支援プラン（個別計画）」を作成し、災害時には、避難の支援をするとともに、日頃から見守りや声かけ活動を行います。

【対象者】

次にあげる方のうち、災害時に自力で避難することが困難な方

- ・75 歳以上の高齢者のみの世帯

- ・介護保険の要介護度が3～5の方
- ・身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級も含む）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの方

- ・その他、難病患者や、前各号に掲げる方以外で支援を必要とする方

【登録方法】

75歳以上の高齢者のみの世帯の方は自動的に登録されますが、要介護認定者、障がい者の方は登録にはご本人の同意が必要です。該当となる方に同意書を送付いたしますので、ご記入のうえご返送いただくか、シルバープラザ保健福祉課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所のいずれかへご提出ください。

問合せ先	シルバープラザ 高齢者福祉係	電話 (0137) 64-2111
	熊石総合支所住民サービス課 環境生活係	電話 (01398) 2-3111

3 SOSネットワークについて

認知症の高齢者や障がい者が行方不明となったときに、警察だけではなく、地域の関係機関などが捜索に協力して、速やかに発見・保護するしくみで、行方不明となる可能性のある認知症高齢者、障がい者などの情報を事前に登録しておくものです。

障がい者等が行方不明となった場合に、ご家族等からいただいた情報を、ネットワークに登録している関係機関に発信し、行方不明者の早期発見につなげます。

【対象者】 行方不明となる可能性のある高齢者及び障がい者（事前登録にご協力ください。）

【利用者負担】 無料

問合せ先	シルバープラザ 包括支援係	電話 (0137) 65-5001
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-2365

4 介護マーク入り名札の配布について

障がい者や高齢者の介護は、周りから見て介護中であることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあるため、周囲の人に介護中であることを伝えて、温かく見守ってもらえるよう、「介護マーク」入り名札を希望者に無料で配布しています。

【利用が想定される場面】

- ・介護中であることを周囲にさりげなく知ってもらいたい。
- ・公共施設やスーパーなど人が集まる施設のトイレに付き添う。
- ・男性介護者が女性用下着などを購入する。
- ・病院などで一人でも受診できそうな方への受診の付き添い。

【対象者】

- ・町内に住所を有する障がい者や高齢者等の介護を行っている方（介護者の方は町内在住でなくても構いません。）
- ・町内に所在する介護サービス事業所などで介護に携わっている方
- ・介護に携わるボランティアを行っている方



問合せ先	シルバープラザ 包括支援係	電話 (0137) 65-5001
	熊石総合支所住民サービス課 住民福祉係	電話 (01398) 2-2365

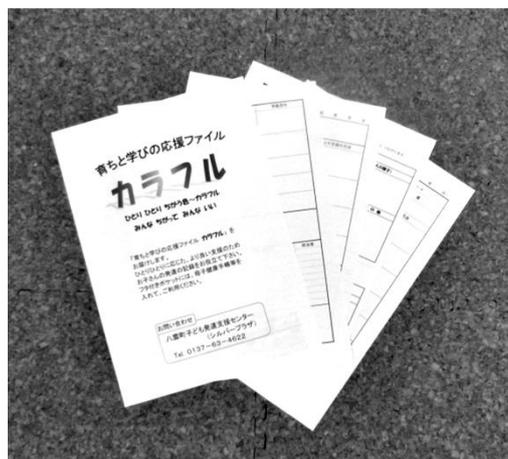
5 育ちと学びの応援ファイル「カラフル（療育カルテ）」のご紹介

お子さんの成長に合わせて保健・福祉・教育・就労などの関係機関による連携した支援を受けられるよう、これまで活用されていた「育ちと学びの応援ファイル（個別の支援計画）」にシートを追加して、生涯使っていただけるファイルです。

「育ちと学びの応援ファイル カラフル」は、ご本人と保護者のものです。保護者がお子さんの発達につまずきや不安を感じたときに、このファイルを必要に応じて支援者が関係している方々に見てもらい、お子さんの状況を理解

してもらうことにより、お子さんひとりひとりに応じた、より適切な支援を受けることができます。

「育ちと学びの応援ファイル カラフル」は、八雲町子ども発達支援センターでお渡ししています。また、八雲町のホームページからもダウンロードできます。



問合せ先	子ども発達支援センター（シルバープラザ内）	電話 (0137) 63-4622
------	-----------------------	-------------------

6 八雲町地域自立支援協議会のご案内

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本指針に基づき、八雲町障害者福祉計画の進行管理を行うとともに、障がいのある人の地域生活支援に関することについて協議する協議会です。

協議会の開催は、あらかじめ町広報や町ホームページでお知らせしており、原則公開としているため傍聴することも可能です。また、会議開催後は、会議の内容を町ホームページで公表しておりますので、会議の内容を確認することができます。

問合せ先	シルバープラザ 障がい者福祉係	電話 (0137) 64-2111
------	-----------------	-------------------

7 ナスバ（自動車事故対策機構）について

ナスバ（自動車事故対策機構）より、交通事故被害者世帯の皆さんに次の援護制度をご紹介します。

(1) 重度後遺障害者となられた方へ介護料支給

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故で、脳や脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方（自損、他損、時期は問いません。）

【支給額】

後遺障害の程度や介護サービス、介護用品の購入などに応じて、月額 36,500 円～211,530 円の範囲で支給。

【注意】

介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。ただし、自立支援法に基づくサービスを受けられている場合や入院している場合も対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

(2) 交通遺児等育成資金の貸付

【対象者】

自動車（バイクを含む）事故により、死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子（0 歳～中学校卒業まで）

【申込者】

対象者を扶養している保護者（生活困窮家庭に限ります。）

【貸付金額】

一時金（貸付時）155,000 円

貸付期間中、毎月 10,000 円または 20,000 円（選択制）

ほかに、小・中学校入学時に入学支度金 44,000 円（希望者）

【貸付期間】

貸付決定時から中学校を卒業するまで

【利子】

無利子

【返還方法】

原則として 20 年以内の月々均等払い（進学・病気等による猶予制度等あり）

(3)交通遺児等友の会

【対象者】

自動車事故により、保護者が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなった家庭の中学校卒業までのお子様であれば、入会することができます。また、会費等は一切不要です。

【申込者】

対象者を扶養している保護者

【活動内容】

旅行会や交流会、レクリエーションの開催

書道、絵画、写真などコンテストの開催

会報の配布（年 4 回）

【参加期間】

中学校を卒業または 20 歳を迎えるまで

【費用等】

無料



問合せ先	自動車事故対策機構 函館支所
------	----------------

電話 (0138) 88-1007
